

奥州市告示第 114 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 9 日

奥州市長 小沢 昌記

1 都市計画の種類

地域地区（用途地域）

2 都市計画を変更した土地の区域

奥州市水沢字南大鐘、字龍ヶ馬場並びに佐倉河字五反町、字塚の腰、字西館、字東高山、江刺男石一丁目、男石三丁目、川原町、館山、本町、南町並びに岩谷堂字五道ヶ辻、字袖山、字館下、字中堰、字根岸、字松長根、字南八日市、字耳取、字向山、字柳沢並びに愛宕字池向、字後中野、字海老島、字小畑、字観音堂沖、字境畑、字桜ノ木、字宿、字中谷木、字西下川原、字新川、字馬場先、字東下川原、字前中野、字谷地、字梁川、字八日市、前沢あすか通一丁目、あすか通三丁目、あすか通四丁目、駅東一丁目、駅東二丁目、駅東三丁目、駅東四丁目、字五十人町、字下小路、字新城、字新町、字新町裏、字平前、字田畠、字塔ヶ崎、字徳沢、字中田、字七日町、字七日町裏、字二十人町、字二十人町裏、字三日町、字南塔ヶ崎、字山下、胆沢小山字尼沼、字岩ヶ馬場及び字龍ヶ馬場の一部（別紙図面のとおりに。）

3 縦覧場所

奥州市江刺大通り 1 番 8 号

奥州市江刺総合支所都市整備部都市計画課

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の図書の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。